

「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正（案）」に対する  
意見と県の考え方

千葉県環境生活部廃棄物指導課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和6年10月7日（月）～11月6日（水）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
<p>新第8条の実績報告は、毎年の報告となり、協議緩和の流れに逆行すると考えるが、理由があるのか。</p>	<p>令和6年4月から、事業者が県内最終処分を他の者に委託しようとする期間又は自ら県内最終処分を行う期間について、県が承認する期間を延長したため、最長7年に一度事前協議を行えば県内最終処分が可能となりました。従前の規定では県内処分等を終了した日から60日以内の実績報告をすることとなっていたことから、排出事業者は最長7年後に実績報告をすることになります。そのため、県外産業廃棄物の県内最終処分を確実に管理できるよう、毎年度提出することとしました。</p>